

# 税

## パート収入と税金

今回は、日頃ご質問の多い項目についてご説明させていただきます。

### 夫婦で収入のある場合の税金

例えば、夫が会社勤務、妻はパート収入のみの場合を考えてみます。

パート収入は、通常給与所得となり、パートの年収から給与所得控除（最低65万円）を差し引いて求めます。

### 夫の配偶者控除・配偶者特別控除について

妻のパート収入が103万円以下であれば、配偶者控除を受けることができます。

また、妻のパート収入が103万円を超えても141万円未満であれば、配偶者特別控除を受けることができます。なお、配偶者特別控除は、妻のパート収入が増えるにしたがって段階的に減少します。

### 妻の税金について

パート収入が103万円以下であれば、所得税は課税されませんが、町県民税は課税される場合があります。

町県民税には、所得割と均等割があります。

まず、所得割の非課税限度額は「総所得金額等の合計が35万円以下」とされ、パート収入が100万円を超える場合、課税されます。

次に、均等割の非課税限度額は「合計所得金額が28万円以下」とされ、パート収入が93万円を超える場合、課税されます。

〈控除と課税の関係〉

配偶者のパート収入	配偶者控除	配偶者特別控除	配偶者自身の課税		
			所得税	町県民税	
				所得割	均等割
93万円以下	受けられる	受けられない	非課税	非課税	課税
93万円超 100万円以下				課税	
100万円超 103万円以下					
103万円超 141万円未満	受けられない	受けられる	課税	課税	課税
141万円以上					

※ 配偶者特別控除は合計所得が1,000万円を超える場合は受けられません。

### 問い合わせ

町県民税について

役場税務課町民税係

☎985-4110

所得税について

松山税務署

☎941-9121

税務相談室

☎946-4589

### 町税などの口座領収書の発行について

町税及び介護保険料の口座振替は、納期ごとに領収書を発行していましたが、預金通帳の記帳により確認できることから、平成19年度からは希望者について発行することにしました。9月現在で口座登録している方を対象に調査文書を送付しましたが、今後、新たに口座登録する方には、申込みの際、希望の有無を確認することになります。

なお、領収書不要の場合でも、軽自動車税（継続検査用）及び国民健康保険税の納税証明書は年1回送付します。介護保険料納付証明書は、希望される方のみ送付しますので、介護保険課までご連絡ください。

### 問い合わせ

役場税務課管理収納係

☎985-4109

役場介護保険課総務管理係

☎985-4115

## 11月の納税

### 国民健康保険税 第5期

口座振替日は

銀行・信金・郵便局 } 11月27日(月)  
農協

※納税は便利な口座振替で

～税金で築いていこう 明るい未来～

### 家屋を取り壊した場合の届出について

固定資産税の課税対象となる家屋を取り壊した場合には、松山地方税务局で建物滅失登記を行うか、役場に届出していたが必要があります。これらの届出を忘れると、取り壊した家屋についても翌年度の固定資産税の課税対象となる場合がありますので、届出を忘れないようご注意ください。

### 問い合わせ

役場税務課資産税係

☎985-4111

## 全国一斉女性の人権ホットライン開設

女性の人権問題に関するあらゆる相談に応じます。

相談は無料で、秘密は守られます。予約は不要です。

### 相談内容

夫やパートナーからの暴力（DV）、職場などにおけるセクシュアル・ハラスメント、性犯罪などの女性に対する暴力、ストーカー行為、女性差別、離婚問題などの家庭内問題 など

日時 11月13日(月)～19日(日)

月曜日～金曜日 8時30分～19時30分

土曜日 10時～17時 日曜日 9時～21時

電話番号 (全国统一電話番号)

0570-070-810 ※携帯電話からの相談可

### 相談担当者

- ・人権擁護委員（弁護士資格有する者含む）
- ・法務局職員

### 主催

松山地方税务局 愛媛県人権擁護委員連合会